

政府

Số: 83/2010/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ハノイ、

2010 年 7 月 23 日

担保取引登録に関するデクレ

政府は

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき；
2005 年 6 月 14 日付民法典に基づき；
2005 年 6 月 14 日付航海法典に基づき；
2003 年 11 月 26 日付土地法に基づき；
2004 年 12 月 3 日付森林保護発展法に基づき；
2006 年 6 月 29 日付ベトナム民用航空法に基づき；
2009 年 6 月 19 日付基礎構築投資に関連する法律の規定を改定、補充する法律に基づき；
司法大臣の提議を考察して、

議定する：

第 I 章 一般的規定

第 1 条 調整の範囲

本デクレは、財産による担保取引（以下一般的に「担保取引登録」という）に関する登録の順序および手続ならびに情報提供；担保取引登録機関の組織、任務および権限、ならびに担保取引登録に関する国家管理について定める。

第 2 条 用語の解釈

本デクレにおいて、以下の各用語は以下のとおり理解される：

1. **担保取引登録**とは、担保取引登録機関が、担保設定者が担保権者に対して民事責任の履行を担保するため財産を用いることを、担保取引登録簿に記入、または担保取引データベースに入力することをいう。
2. **担保取引登録簿**とは、担保取引登録のための専用の帳簿または担保取引登録のための部分を有する帳簿をいう。
3. **担保取引データベース**とは、登録機関において登録され保存されている担保取引の各情報の集合をいう。
4. **登録関係書類**とは、登録申請書のみ、あるいは、登録申請書および担保取引登録に関する法律の意規定に基づくその他の文書、の双方を含む。

5. **所定の形式に合致する登録関係書類**とは、法律の規定に基づく十分な文書、または所定の形式に合致した登録申請書を有する関係書類をいう。

6. **所定の形式に合致する登録申請書**とは、書式に基づく強制的記載事項である内容が全て記載されている申請書をいう。

7. **土地に固着する財産**は、住宅、その他の建造物、植林された生産林、多年性の樹木の庭園を含む。

8. **登録申請者の法的資格を確定する文書**とは、権限のある国家機関が個人または組織に交付した文書で、以下のものを含む：人民証明、旅券、居住票、納税記番号交付文書、経営登録証明書、設立決定、投資許可書、投資受入証明書 または外国の法律の規定に基づいて当該国の組織のために交付されたその他の文書

第 3 条 登録の対象

1. 以下の担保取引は登録しなければならない。：

- a) 土地使用权抵当；
- b) 植林された生産林の抵当；
- c) 航空機質および航空機抵当；
- d) 船舶抵当；
- d) 法律に定めるその他の場合

2. 本条第 1 項に規定する以外の財産による担保取引は、個人または組織からの申請があるときは、登録される。

第 4 条 担保取引の登録および情報提供の原則

1. 土地使用権および土地に固着する財産の抵当、航空機質および航空機抵当、船舶抵当は、登録申請書に記載された内容、登録関係書類の各文書および登録機関において保存される情報に基づいて登録される。

その他の財産による担保取引は、登録申請書に記載された内容に基づいて登録される。登録申請書に記載される内容は、担保取引参加者の合意に符合しななければならない。

2. 担保取引登録機関は、登録申請関係書類提出の正しい順序に従って登録を実施する。

3. 担保取引登録簿、担保取引データベースおよび担保取引国家データシステムに保存された情報は、情報提供申請をした個人または組織に対して公開される。

第 5 条 登録申請者およびその義務と責任

1. 登録申請者は、担保設定者、担保権者、または、担保権者が破産状況にある企業、会社である場合には、財産管理清算グループ長またはこれら主体から委任を受けた者である。担保設定者または担保権者が変更された場合は、新たな担保設定者または担保権者も、その変更の登録申請者となることができる。

2. 登録申請者は、登録申請書に、正確で、真実に合致し、締結された担保取引の内容に符合するよう、また、各項目について十分な記載をしなければならない。；登録関係書類は十分でなければならない、かつ文書を偽造してはならない。

登録申請書が真実に反する内容を記載し、締結された担保取引の内容に符合せず、または登録関係書類の中に偽造文書があり、それにより損害を発生させたときは、登録申請者は、被害者に対して賠償しなければならない。；違反の程度により、法律の規定に従って、行政違反処理を受け、または、刑事責任を追及されることがある。

第 6 条 担保取引登録の有効期間

担保取引登録は、本デクレ第 7 条の規定に基づく登録の時点から、登録抹消申請者の申請書に基づく登録抹消の時点まで、効力を有する。

第 7 条 担保取引登録の時点

1. 担保取引登録の時点は以下のとおり確定される。：

a) 担保財産が土地使用権または土地に固着する財産である場合、担保取引登録の時点は、登録機関が所定の形式に合致する登録関係書類を受

理した時点である；

b) 担保財産が航空機または船舶である場合、担保取引登録の時点は、航空機登記簿またはベトナム国家船舶登録簿に担保取引の情報が記入された時点である。

c) 担保財産が本条第 1 項 a または b に定める以外の財産である場合、担保取引登録の時点は、登録申請書の内容が担保取引データベースに入力される時点である。

2. 担保取引登録の時点は以下のとおり確定される。：

a) 土地使用権または土地に固着する財産が担保財産であり、それを補充することによって変更登録する場合には、担保取引登録時点は、登録機関が所定の形式に合致する変更登録関係書類を受理した時点で確定される。；

b) 航空機または船舶が担保財産であり、それを補充することによって変更登録する場合には、担保取引登録時点は、その変更登録申請書の内容が航空機登記簿、またはベトナム国家船舶登録簿に記入された時点で確定される。

c) 担保財産の記載または担保設定者の名前、担保設定者の法的資格を確定する文書の番号に誤りがあるために変更登録する場合、司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターの登録権限に属するときは、登録時点は、その変更登録申請書の内容が担保取引データベースに入力される時点と確定される。

第 8 条 担保取引登録手数料、担保取引の情報提供手数料 および定期的利用者のサービス使用料

1. 担保取引登録申請者は登録手数料を納付しなければならない。

2. 担保取引の情報提供申請者は情報提供手数料を納付しなければならない。；国家担保取引登録局における定期的利用者は定期的利用者サービス使用料を納付しなければならない。

3. 財政省は司法省と調整して、担保取引登録および担保取引情報提供の手数料の程度、手数料の減免について基準を定める。

第 9 条 担保取引国家データシステム

1. 担保取引国家データシステムは、全国の担保取引情報を集中するデータシステムである。

2. 司法省は、運送交通省、資源環境省、ベトナム国家銀行、財政省を先導し、調整して、担保取引国家データシステムを構築する。

第 10 条 担保取引登録申請書

担保取引登録申請書は、権限を有する国家機関によって交付された書式に従って、記載しなければならない。

第 11 条 担保取引登録の拒絶

1. 以下の事由のいずれかに該当する場合、担保取引登録機関は登録を拒絶する。:

- a) 登録の権限に属しないとき;
 - b) 登録関係書類が所定の形式に合致しないとき;
 - c) 登録申請者が登録手数料を納付せず、または定められた期限までに手数料を支払わないとき;
 - d) すでに担保取引登録が抹消されている場合、変更登録申請、担保財産処理通知文書の登録申請、誤りの訂正申請;
 - d) 登録関係書類の中に、登録機関において保管された情報と符合しない情報が発見されたとき;
 - e) 航空機、船舶、土地権利および土地に固着する財産に関する担保取引登録関係書類の中に、真実に反する情報または偽造文書の存在が発見されたとき
2. 登録を拒絶する場合、登録機関は文書を作成し登録申請者に送付しなければならない。その文書では、拒絶理由を明らかにし登記申請者に法律の正しい規定に従って対応するよう教示する。
3. 司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターにおいて担保取引オンライン登録をする場合には、本条第 1 項 a および第 2 項の規定を適用しない。.

第 12 条 登録された担保取引の内容の変更を登録する場合.

以下の事由のいずれかに該当する場合、登録申請者は変更登録関係書類を提出する:

1. 担保設定者または担保権者の補充、減少、交替; 担保設定者または担保権者の名前の変更;
2. 担保財産の減少;
3. 担保財産を補充したが、新しい担保契約を締結しないとき;
4. 将来形成される財産である担保財産がすでに形成されたとき、ただし、将来形成される担保財産が仕掛品または在庫品であるとき、または将来形成される担保財産が機械的交通手段であって担保取引登録時に車体番号が記入されているときを除く;
5. 内容訂正の申請が登録申請書に記載されているとき;
6. その他登記された内容の変更.

第 13 条 担保取引登録を抹消する場合

1. 登録申請者は、以下の事由のいずれかに該当する場合、登録抹消の関係書類を提出する。
- a) 担保義務が終了したとき
 - b) 他の担保取引により登記された担保取引が取消または変更されたとき;

き;

- c) 他の財産により担保財産の全部が交換されたとき
- d) 担保財産全部の処理が終わったとき;
- d) 担保財産が毀損されたとき; 土地に固着する財産である担保財産が権限のある国家機関の決定により撤去されまたは没収されたとき;
- e) 担保取引を取り消す、担保取引の無効または一方的終了を宣言する、または法律の規定に従って担保取引の終了を宣言するその他の法的効力のある裁判所の判決または決定、あるいは仲裁判断が下されたとき、
- g) 各当事者の合意があるとき

2. ある財産が複数の義務の履行を担保するために用いられる場合、次の担保取引登録申請がされたときは、登録申請者は、それより前に登録された担保取引に関する登録を抹消することができない。

第 14 条 . 登録実施者の過誤による担保取引登録の訂正

1. 担保取引登録機関は、登録実施者の過誤により担保取引登録に誤りがあることを発見したときは、ただちに訂正する責任を有し、登録申請者に対してその訂正を通知する。.

2. 登録実施者の過誤により誤りがあることを発見した場合、登録申請者は、その担保取引登録を実施した機関に対して訂正申請書を送付する。.

訂正申請書を受領したときは、担保取引登録機関は担保取引登録簿、担保取引データベースまたは担保取引登録証明文書の訂正を実施して、登録申請者に結果を送付し、あるいは、登録実施者の過誤による誤りが存しない場合には訂正申請者に対して文書により通知する。

第 15 条 . 担保取引登録証明書の写しの交付

1. 登録申請者および登録された担保取引の関係者は、担保取引登録機関に対し、担保取引登録の証明書の写しの交付を申請する権利を有する。
2. 担保取引登録証明書の写しの交付申請は、本デクレ第 16 条に定める方法のいずれかにより実施される。
3. 担保取引登録証明書の写しの交付申請を受領した日から 1 執務日の期限内に、担保取引登録機関は、申請した個人または組織に対し、その文書の写しを交付する。

第 II 章

担保取引登録の順序と手続

第 1 節. 担保取引登録の順序と手続に関する一般的規定

第 16 条 方法 提出 関係書類 担保取引登録

担保取引登録の関係書類は、以下のいずれかの方法により提出される:

1. 登録機関の所在地における直接の提出;
2. 郵便による送付;

3. ファックスによる送付または電子メールによる送付は、取引・財産登録センターにおける動産による担保取引登録について、司法省に属する国家担保取引登録局において定期的利用者として登録した登録申請者であることを条件として、認める；

4. オンライン登録システムによる送付。

第 17 条 担保取引登録の関係書類の受理

1. 所定の形式に合致する登録関係書類を受理したときは、登録実施者は、登録関係書類を受理した正しい順序に従って、登録申請書および関係書類受理簿に、登録書類を受理した時点（時、分、日、月、年）を記入する。
2. 登録関係書類が直接提出された場合、登録実施者は、登録関係書類を受理した後にただちに解決した場合を除き、登録申請者に登記結果回答予約票を交付する。

第 18 条 登録、変更登録、担保財産処理通知文書登録、担保取引登録訂正、担保取引登録抹消の関係書類の解決期間

1. 担保取引登録機関は、所定の形式に合致する登録関係書類を受理した日に、登録、変更登録、担保財産処理通知文書登録、担保取引登録訂正、担保取引登録抹消の関係書類を解決する責任を有する。15 時以降に関係書類を受理したときは、次の執務日に登記を完了させる。登録関係書類の解決期間を延長する必要がある場合も 3 執務日を超えてはならない。
2. 本条第 1 項に定める期限は、登録機関が所定の形式に合致する登録関係書類を受理した日から計算される。

第 19 条 担保取引登録結果の通知

担保取引登録の結果は、以下のいずれかの方法によって、登録申請者に対して担保取引登録機関により通知される。

1. 担保取引登録機関において直接；
2. 郵便による送付；
3. 担保取引登録機関と登録申請者の合意によるその他の方法

第 2 節 航空機質および航空機抵当の登録の順序と手続き

第 20 条 航空機質および航空機抵当の登録関係書類と手続

1. 航空機質および航空機抵当の登録関係書類は以下のものを含む：
 - a) 航空機質または航空機抵当登録申請書；
 - b) 航空機質または航空機抵当契約；
 - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人 であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める登録拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局は登録内容をベトナム航

空機登録簿に記入し、登録申請者に対して航空機担保取引登録証明書を交付する

第 21 条 登録された航空機質および航空機抵当の内容の変更登録の関係書類と手続

1. 登録された航空機質および航空機抵当の内容の変更登録の関係書類は以下のものを含む。
 - a) 登録された航空機質または航空機抵当の内容の変更登録申請書；
 - b) 交付された航空機担保取引登録証明書
 - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状；
 - d) 航空機質または航空機抵当契約を改定または補充する契約、または変更内容証明文書
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める登録拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局は 交付した航空機担保取引登録証明書を回収し、登記内容をベトナム航空機登録簿に記入し、登記申請者に対して、航空機担保取引内容変更登録証明書を交付する。
航空機を差替えるときは、登録申請者は航空機担保取引登録を抹消して、初回の登録と同じ再登録手続を行わなければならない。

第 22 条 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知書類の登録の関係書類および手続

1. 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知書類の登録の関係書類は以下のものを含む。
 - a) 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知書類登録申請書
 - b) 航空機質および航空機抵当の財産処分に関する通知書類；
 - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状；
 - d) 交付された航空機担保取引登録証明書
2. 登記された航空機質および航空機抵当がある場合、担保財産処理が進行する遅くとも 15 日前に、

財産処分を提議した担保権者は、全ての他の担保権者に対して担保財産の処理を通知する文書を送付するか、あるいは、ベトナム航空局に担保財産の処理を通知する文書を登録しなければならない。

関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局はベトナム航空機登録簿に通知内容を記入し、登録申請者に対して航空機担保財産処理通知書類の登録証明書を交付する。

ベトナム航空局は、担保設定者および担保権者その他の者に対し、ベトナム航空機登録簿に記入された住所に従って、担保財産処理通知書類の

登録証明書を交付したことを通知する。

第 23 条 航空機質および航空機抵当の登録抹消関係書類および手続

1. 航空機質および航空機抵当の登録抹消関係書類は以下のものを含む：
 - a) 航空機質および航空機抵当登録抹消申請書；
 - b) 交付された航空機担保取引登録証明書；
 - c) 登録抹消申請者が質設定者または抵当設定者である場合、航空機質権者または抵当権者の航空機質または航空機抵当登録抹消同意文書
 - d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状；
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航空局はベトナム航空機登録簿に登録抹消を記入し、登録抹消申請者に対して、航空機担保取引登録抹消証明書を交付する。

第 3 節 船舶抵当登録の順序と手続

第 24 条 船舶抵当登録の関係書類および手続

1. 船舶抵当登録の関係書類は以下のものを含む：
 - a) 船舶抵当登録申請書；
 - b) 船舶抵当権設定契約書；
 - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、登録内容をベトナム国家船舶登録簿に記入し、登録申請者に対してベトナム船舶抵当登録証明書を交付する。

第 25 条 登録された船舶抵当内容変更登録の関係書類および手続

1. 登録された船舶抵当内容変更登録の関係書類は以下のものを含む：
 - a) 登録された船舶抵当内容変更登録申請書；
 - b) 船舶抵当権設定契約書を改定または補充する契約、または変更内容証明文書
 - c) 交付されたベトナム船舶抵当登録証明書；
 - d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、ベトナム国家船舶登録簿に変更登録内容を記入し、登録申請者に対してベトナム船舶抵当内容変更登録証明書を交付する。

第 26 条 船舶抵当財産処分通知文書の登録の関係書類および手続

1. 船舶抵当財産処分通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む：
 - a) 船舶抵当財産処分通知文書登録申請書；
 - b) 船舶抵当財産処分通知文書；
 - c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
 - d) 交付されたベトナム船舶抵当登録証明書
2. 登記された船舶担保取引がある場合、抵当財産処分が実施される遅くとも 15 日前に、財産処分を提議した抵当権者は、全ての他の抵当権者に対して抵当財産の処理を通知する文書を送付するか、あるいは、その船舶抵当の登録地の航海支局または航海港湾局に抵当財産処分通知文書を登録しなければならない。

関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、ベトナム国家船舶登録簿に通知内容を記入し、登録申請者に対して船舶抵当財産処分通知文書の登録証明書を交付する。

第 27 条 船舶抵当登録抹消関係書類および手続

1. 船舶抵当登録抹消関係書類は以下のものを含む：
 - a) 船舶抵当登録抹消提議書；
 - b) 交付されたベトナム船舶抵当登録証明書
 - c) 登録抹消申請者が抵当設定者であるときは、抵当権者の船舶抵当登録抹消同意文書、
 - d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状
2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、ベトナム航海局に属する航海支局または航海港湾局は、ベトナム国家船舶登録簿に登録抹消の内容を記入し、登録抹消申請者に対して、船舶抵当登録抹消証明書を交付する。

第 4 節 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引の登録の順序と手続

第 28 条 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の関係書類および手続

1. 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の関係書類は以下のものを含む：
 - a) 担保取引登録申請書；
 - b) 担保契約、または法律の規定に従って公証または確認された担保契約；
 - c) 土地使用権または住宅または土地に固着するその他の財産所有権の証明書、または各時期に交付された証明書；

d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 法律の規定に従い、本条第 1 項 c) に定める証明書、土地管理簿および土地変動追跡簿に担保取引登録の内容を記入する；

b) 担保取引登録申請書に登録したことを証明する；

c) 本デクレ第 19 条の規定に基づく登記申請者への結果の通知

第 29 条 登録された土地使用権および土地に固着する財産の担保取引内容変更登録の関係書類および手続

1. 登録された土地使用権および土地に固着する財産の担保取引内容変更登録の関係書類は以下のものを含む：

a) 登録された担保取引内容変更登録申請書

b) 署名された担保契約を改定または補充する契約、またはその他の変更内容証明文書；

c) 土地使用権または住宅または土地に固着するその他の財産所有権の証明書、または、その証明書上に記載された内容の変更の登録の場合には、各時期に交付された証明書

d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 本デクレ第 28 条 1 項 c) に定める証明書、ならびに法律の規定に基づく土地管理簿または土地変動追跡簿の担保取引登録の内容の改訂；

b) 変更登録申請書の変更登録内容の証明

c) 本デクレ第 19 条の規定に基づく登記申請者への結果の通知

第 30 条 土地使用権および土地に固着する財産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類および手続

1. 土地使用権および土地に固着する財産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む：

a) 担保財産処理通知文書の登録申請書；

b) 担保財産処理通知文書；

c) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは委任状

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 担保財産処理通知文書の登録を土地管理簿および土地変動追跡簿に

記入する。；

b) 担保財産の処理通知文書の登録申請書を証明する；

c) 土地使用権または土地に固着する財産が複数の義務の履行を担保するために用いられる場合、登録された各抵当権者に対して担保財産の処理を文書により通知する。；

d) 登録申請書 1 通を保存し、本デクレ第 19 条の定める方法による登記申請者への結果の通知

第 31 条 関係書類および手続 担保取引登録抹消 土地使用権および土地に固着する財産の

1. 関係書類 担保取引登録抹消 土地使用権および土地に固着する財産の含む：

a) 担保取引登録抹消提議書；

b) 土地使用権証明書、住宅または土地に固着するその他の財産所有権証明書、または各時期に交付された証明書；

c) 登録抹消申請者が担保設定者であるときは、担保権者の担保取引登録抹消同意文書

d) 登録申請者の法的資格を証明する書類の確証のある写し；登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状

2. 関係書類の解決期間内に、土地使用権登録事務所は以下の事務を実施する。

a) 証明書上の登録を抹消し、法律の規定に従い、土地管理簿および土地変動追跡簿の登録を抹消する。

b) 登録抹消申請書の担保取引登録抹消の証明；

c) 本デクレ第 19 条に定める方法による登録抹消申請者への結果の通知

第 5 節 航空機または船舶を除く動産の担保取引登録の順序と手続

第 32 条 航空機または船舶を除く動産の担保取引登録申請書への記載

1. 担保設定者の情報は以下のとおり記載される。：

a) 個人の氏名、組織の名称；外国の法律に基づいて設立され活動し、権限を有する外国の機関に登録されている組織の名称；

b) 個人がベトナム公民であるときは人民証明番号；外国人であるときは旅券番号；国籍を有せずベトナムに居住するときは居住票番号；

c) ベトナムの法律に基づいて設立され経営登録を有する組織の納税記番号。その組織が経営登録を有しないときは、権限のある国家機関に登録された名称を記載する。；

2. 担保権者の情報は以下のとおり記載される。：

a) 担保権者の氏名および住所；

- b) 担保権者が定期的利用者記番号を有するときは、その記番号。
3. 担保財産の情報の記載は、本デクレ第 33 条の規定に従って実施される。

第 33 条 担保財産の特定

1. 登録申請者は、財産を具体的または一般的に特定することができる。本条第 2 項に定める場合を除き、一般的特定は担保取引の法的価値に影響を及ぼさない。
2. 担保財産が機械的陸路交通手段であり、かつその財産が仕掛品または在庫品、あるいは将来形成される財産のいずれでもないときは、登録申請者は正確にその機械的交通手段の車体番号を特定する。

第 34 条 航空機または船舶を除く動産担保取引登録の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産担保取引登録の関係書類には以下のものを含む:
- a) 担保取引登録申請書;
- b) 登録申請書が担保取引に参加した当事者のうちの一人の署名または印鑑のみを有する場合、担保契約書;
- c) 以下の場合を除き、登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状;
- 登録申請する法人が、その法人の支店、代表事務所、業務執行事務所に委任するとき;
 - 多数の個人または組織を含む担保設定者または担保権者が、そのうちの一人の個人または一つの組織に登記申請を委任するとき;
 - 登録申請者が国家担保取引登録局の定期的利用者であるとき。

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに担保取引の情報を入力する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示する。

第 35 条 航空機または船舶を除く動産の担保取引の内容変更登録の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産の担保取引の内容変更登録の関係書類は以下のものを含む:
- a) 変更登録申請書
- b) 本デクレ第 34 条第 1 項 c) に定める場合を除き、変更登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状、

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに登録された担保取引の内容変更登録情報を入力する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示する。

3. 担保財産が仕掛品または在庫品であり、担保財産を同種の商品と差し替えるときは、登録申請者は初回登録の関係書類を提出すれば足り、変更登録することを要しない。

第 36 条 航空機または船舶を除く動産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産の担保財産処理通知文書の登録の関係書類は以下のものを含む:
- a) 担保財産の処理の通知文書の登録申請書;
- b) 本デクレ第 34 条第 1 項 c) に定める場合を除き、変更登録申請者が委任を受けた代理人であるときは、委任状、

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに担保財産処理通知文書の登録情報を入力する。登録申請者に対して、確証のある担保財産処理通知文書登録申請書の写しを送付する。; データシステムに保存された住所に従って、担保設定者の担保財産の処理を通知する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示する。

第 37 条 航空機または船舶を除く動産による担保取引登録抹消の関係書類および手続

1. 航空機または船舶を除く動産による担保取引登録抹消の関係書類は、以下のものを含む:
- a) 担保取引登録抹消申請書;
- b) 委任状、本デクレ第 34 条第 1 項 c) に定める場合を除き、登録抹消申請者が委任を受けた代理人である場合、

2. 関係書類の解決期間内に、本デクレ第 11 条に定める拒絶事由のいずれにも該当しない場合は、取引・財産登録センターは、申請書を受理した時点(時、分、日、月、年)を記入し、担保取引データベースに登録された担保取引登録抹消情報を入力する。;登録申請者に対して、確証のある担保取引登録抹消申請書の写しを送付する。

拒絶事由のいずれか一つに該当する場合、取引・財産登録センターは登録を拒絶し、登録申請者に対し、正しい規定に従って対応するよう教示

する。

第 6 節 担保取引オンライン登録に関する規定

第 38 条 担保取引オンライン登録の申請

1. 個人または組織は、オンライン登録システムを通じて担保取引登録する権利を有する。
2. オンライン登録申請書は電子データメッセージであり、書式に従って十分な内容を記載しなければならない。

オンライン登録申請書は紙面による申請書と同じ法的価値を有する。

3. オンライン登録システムによる担保取引登録は、以下の場合、法的価値を有しない。

- a) 本デクレ第 47 条第 4 項に定める担保取引登録機関の権限に合致しない登録
- b) 登録内容が法律の禁止条項に違反し、または社会道徳に反するとき。

第 39 条 担保取引オンライン登録口座

1. オンライン登録口座はオンライン登録システムにアクセスするために用いられる。
2. オンライン登録システム管理機関は、申請があれば、個人または組織に対してオンライン登録口座を開設する責任を有する。
3. オンライン登録口座を有する個人または組織は、自己の口座を使用するため、防御し責任を負わなければならない。

第 40 条 担保取引オンライン登録システムの活動

1. オンライン登録システムは、連続的、安全、正確に運行されなければならない。
2. 運送交通省、資源環境省および司法省は、自省の任務および権限の範囲において、オンラインシステム上の航空機、船舶、土地使用権および土地に固着する財産、その他の財産の担保取引登の順序と手続について指示する責任を負う。

第 III 章

担保取引の情報提供

第 41 条 組織および個人が担保取引の情報を入手する権利

すべての組織および個人は、担保取引登録簿、担保取引データベースおよび担保取引国家データシステムに保存された担保取引の情報を入手する権利を有する。

第 42 条 担保取引の情報提供の申請の形式

1. 担保取引の情報提供申請者は、以下に定める形式のいずれかにより、担保取引の情報提供の権限のある機関に対して、申請書を提出する：

- a) 本人が直接、または委任を受けた第三者による登録申請機関への情報提供申請書の直接の提出；
 - b) 郵便による情報提供申請書の送付；
 - c) オンラインシステムによる情報提供申請書の送付；
 - d) ファックスまたは電子メールによる情報提供申請書の送付。
2. 情報提供申請者は、担保取引登録機関のオンライン登録システムにおいて、担保取引の情報を自ら検索することができる。

第 43 条 担保取引の提供の拒絶

1. 以下の各場合には、担保取引の情報提供を拒絶する：
 - a) 情報提供の権限を有しない機関における情報提供の申請
 - b) 所定の形式に合致しない情報提供申請書；
 - c) 情報提供申請者が情報提供手数料を支払わないとき。
2. 情報提供を拒絶する場合、情報提供申請書を受理した機関は、文書を作成して情報提供申請者に送付しなければならない。その文書では、拒絶理由を明らかにし、登記申請者に法律の正しい規定に従って対応するよう教示する。

担保取引オンライン登録システムにおいて情報提供を求める場合には、この規定を適用しない。

第 44 条 担保取引の情報提供申請書の解決期間

担保取引登録機関は、所定の形式に合致した情報提供申請書を受理した日に、担保取引の情報提供を行う責任を有する。情報提供申請書の解決期間を延長する必要がある場合も 3 執務日を超えてはならない。

第 IV 章

担保取引登録の国家管理責任および担保取引登録機関

第 45 条 担保取引登録の国家管理の内容

1. 全国における担保取引登録システムの発展のための戦略と政策の構築、指導、実施。
2. 担保取引登録の各法規範文書の施行に関する実行と組織
3. 担保取引登録活動の組織と管理；各担保取引登録機関の構築と管理；担保取引登録の業務の指導、専門性の訓練養成
4. 担保取引国家データシステムの構築と管理。
5. 担保取引登録に関する統計、権限のある機関へ報告。
6. 担保取引登録に関する法律の宣伝普及
7. 担保取引登録に関する国際協力。
8. 担保取引登録に関する調査、検査、不服申立解決および法律違反処理

第 46 条 担保取引登録の国家管理における各機関の任務および権限

1. 政府は、国家管理 担保取引登録の国家管理を統一する：
2. 司法省は、政府に対して担保取引登録の国家管理の統一を実現する責任を負い、以下の任務および権限を有する：
 - a) 担保取引登録の各法規範文書を、公布の権限のある機関に対して報告し、または、権限に基づいて公布する。；
 - b) 担保取引登録の各法規範文書の実施を指導および組織する；担保取引登録の法律の普及および教育を組織する；
 - c) 関連各省を先導し、調整して訓練を組織する、担保取引登録業務担当官の卒業証書を交付する；
 - d) 担保取引登録業務担当官の専門性の養成を指示、指導する；
 - d) 司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターの管理；
 - e) 関連各省を先導し、調整して、申請書、文書、登録簿の書式の使用について、公布、管理および指示する。担保取引国家データシステムの管理を組織する；
 - g) 担保取引登録の統計を行い、全国における担保取引登録業務に関し、政府に対して年次定期報告する
 - h) 権限のある担保取引登録の法律施行における不服申立に対する調査、検査、違反処理 および解決；
 - i) 権限のある担保取引登録に関する国際協力
3. 運送交通省は、自省の任務および権限の範囲において、以下の責任を有する：
 - a) 航空機質および抵当および船舶抵当の登録に関する各法規範文書の司法省との連携による実施；
 - b) 司法省を先導、調整して、法律の規定に基づき航空機質および抵当、および船舶抵当の登録の指導、指示、調査、実施の組織；
 - c) 司法省と調整して、権限に基づいて、申請書、文書、登録簿の書式の使用について、公布、管理および指示する。航空機質および抵当ならびに船舶抵当のデータの管理を組織する；
 - d) 航空機質および抵当、および船舶抵当登録業務担当者の専門性の養成ならびに航空機質および抵当登記機関および船舶抵当登記機関の管理；
 - d) 航空機質および抵当、および船舶抵当の登録に関する司法省への半期および年次定期報告；
 - e) 権限のある登録質および抵当の登録に関する不服申立解決。
4. 資源環境省自省の任務および権限の範囲において、以下の責任を有する：
 - a) 司法省と連携して、土地使用権および土地に固着する財産の担保取引

登録に関する各法規範文書を公布する。；

- b) 司法省と調整して、法律の規定に従って、土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の実施を指導、指示、調査、組織する。
 - c) 司法省と調整して、権限に基づいて、申請書、文書、登録簿の書式の使用について、公布、管理および指示する。土地使用権および土地に固着する財産に関して権限のある担保取引のデータの管理を組織する；
 - d) 土地使用権登録事務所の業務の専門性についての管理を実施する；
 - d) 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録について司法省に半期および年次の定期報告をする；
5. 地方における土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の国家管理を実施する省または中央直轄市の人民委員会（以下「省級人民委員会」という）は、以下の任務および権限を有する。：
 - a) 本デクレその他関連する法規範文書の規定に従って 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録の登録および管理の指導と実施；
 - b) その地方の土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録システムの構築；
 - c) 土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録を担当する職員の専門性を養成するための活動；
 - d) 司法省と調整して、その地方の土地使用権登録事務所の定期調査を実施する；
 - d) その地方の土地使用権および土地に固着する財産の担保取引登録について司法省に半期および年次の定期報告をする；
 - e) 権限のある担保取引登録の不服申立解決。

司法局は、省級人民委員会がその地方の担保取引登録の国家管理業務を実施することを補佐する責任を負う。

第 47 条 担保取引登録機関ならびに担保取引の登録および情報提供の権限

1. 運送交通省に直属するベトナム航空局は、航空機質および航空機抵当の登録および 情報提供を実施する。
2. 運送交通省に直属するに属するベトナム航海局航海支局または航海港湾局は、船舶抵当の登録および情報提供を実施する。
3. 資源環境部に属する土地使用権登録事務所および郡、県、市、省管轄市の土地使用権登録事務所に属する資源環境事務所は、土地使用権および土地に固着する財産による担保取引の登録および情報提供を実施する。。
4. 司法省に属する国家担保取引登録局の取引・財産登録センターは、航空機または船舶を除く動産および本条第 1 項ないし第 3 項に定める各機関の登録権限に属しないその他の財産による担保取引登録を実施す

る。

第 48 条 担保取引登録機関の任務および権限

1. 担保取引登録; 登録された担保取引の内容の変更の登録, 担保財産処理通知文書の登録; 担保取引登録の訂正; 担保取引の登録の抹消。
2. 土地使用权および土地に固着する財産およびその他の財産の担保取引登録の証明; 航空機および船舶担保取引登録証明書の交付および登録機関の証明のある文書の写しの交付。
3. 担保取引の情報提供。
4. 本デクレ第 11 条および第 43 条に規定する事由による登録または情報提供の拒絶
5. 法律の規定に基づく手数料その他手数料の収受, 管理および使用。
6. 権限のあるオンライン登録情報の管理。
7. 担保取引国家データシステムへの担保取引の情報提供。
8. 担保取引登録に関する関係書類及び資料の保存。

第 49 条 担保取引登録機関の責任

担保取引登録機関が個人または組織に損害を与えたときは、以下の場合には、法律の規定に従って、賠償しなければならない:

1. 内容が正確でない登録申請書に基づく登録;
2. 不可抗力の場合を除き、期限が過ぎた後の担保取引の登録または情報提供;
3. 登録機関において保存されている情報と一致しない情報提供;
4. 本デクレ第 11 条または第 43 条第 1 項に定める事由がないのに登録または情報提供を拒絶したとき。

第 50 条 担保取引登録実施者の任務および権限ならびに責任

本デクレ第 47 条に定める登録機関の職員または公務員である担保取引登録実施者は、以下の任務および権限を有する。:

1. 所定の形式に合致する登録関係書類および情報提供申請書の受理および処理; 登録関係書類および情報提供申請書の解決結果を登録機関の長に報告する;
2. 所定の形式に合致しないか、あるいは登録機関の権限に属しない登録関係書類または情報提供申請書の受理を拒絶する;

登録申請者に対し、登録関係書類または情報提供申請書を追完するよう教示する、あるいは、それら文書または資料を権限のある機関へ送付する;

3. 登録申請申請者または情報提供申請者に対して、担保取引登録に関する法律の規定に基づく関係文書以外の任意の文書を追加して提出するよう求めることができない;

4. 所定の形式に合致する登録関係書類を受理した正しい順序に従って、登録申請書および登録関係記録受理簿に登録関係書類を受理した時点を入力する。担保取引登録簿または担保取引データベースに登録申請書の内容を入力する

;

5. 担保取引登録実施者は本条に定める任務および権限を正しく実施しなければならない; もし違反して損害を発生させた時は法律の規定に従って賠償しなければならない。.

第 51 条 担保取引登録機関と公証業務組織、民事判決執行機関および所有権、使用权、財産流通権登録機関との間の担保財産に関する情報提供の調整の責任

1. 担保取引登録機関、公証業務組織、民事判決執行機関および所有権、使用权、財産流通権登録機関は、担保財産の法的状況に関する情報を交換および提供する責任を有する。
2. 司法省は資源環境省、運送交通省および公安省を先導し、調整して、担保取引登録機関と公証業務組織、民事判決執行機関 および所有権、使用权、財産流通権登録機関、との間の情報の交換および提供の順序と手続について指示する。

第 V 章

施行条項

第 52 条 施行の効力

1. 本デクレは 2010 年 9 月 9 日から効力を有し、担保取引登録に関する政府の 2000 年 3 月 10 日付デクレ sđ 08/2000/ND-CP と置き換えられる。.

2. 以下の各規定を廃止する:

- 担保取引に関する政府の 2006 年 12 月 29 日付デクレ sđ 163/2006/ND-CP 第 12 条第 1 項 d;

- 土地法の施行に関する政府の 2004 年 10 月 29 日付デクレ sđ 181/2004/ND-CP 第 64 条第 1 ないし 4 項および第 6 項, 第 153 条, 第 154 条

- 土地使用权証書の交付, 土地回復, 土地使用权の実施, 賠償の順序と手続き, 国家による土地回復時の支援と再定住, 土地に関する苦情解決に関する補充を定める政府の 2007 年 5 月 25 日付デクレ sđ 84/2007/ND-CP 第 66 条のうち, 土地使用者が土地使用权に抵当を設定する期限に関する規定

- 森林保護発展法の施行に関する政府の 2006 年 3 月 3 日付デクレ sđ 23/2006/ND-CP 第 36 条のうち, 植林された生産林による担保登録取引に関する規定;

- 民用航空機の国籍登録および権利登録に関する政府の 2007 年 4 月 20 日付デクレ sđ 70/2007/ND-CP 第 19 条ないし第 22 条, 第 27 条のうち担保取引の情報提供に関する規定, 第 28 条のうち登録された担保取引の訂

正に関する規定;

- 船舶の売買と登録に関する政府の 2009 年 3 月 26 日付デクレ số 29/2009/NĐ-CP 第 17 条ないし第 21 条.

第 53 条 . 移行条項

1. 土地法第 50 条第 1 項, 第 2 項および第 5 項に定める土地使用権に関する文書のいずれか一つを有する場合には, 土地使用者はなお抵当権を設定できる。

土地使用権登録事務所は, 抵当登録手続と, 土地使用権, 住宅所有権または土地に固着するその他の財産の証明書交付手続を, 同時に実施する。証明書の交付期限は, 抵当登録期限に含めて計算しない。

2. 世帯または個人は, 土地使用権, 住宅および土地に固着するその他の財産の所有権の証明書を有しているか, または, 以前に土地使用権証明書の交付を受けたが県庁所在地から遠くに位置する村または市に居住しているとき, 県級土地使用権登録事務所が抵当登録を委任するならば, 県級土地使用権登録事務所または村人民委員会のいずれかにおける抵当登録を選択できる。

村における抵当登録の手続および順序は, 司法省および資源環境省の指示に従って実施される。

3. 本デクレの施行日より前に締結された未登録の財産担保契約が, まだ契約の履行期間にあるときは, 本デクレの規定に従って登録される。

財産担保契約が, 本デクレの施行日より前に法律の規定に従ってすでに登録された場合, 本デクレの規定に基づいて再登録できない。

4. オンライン登録, 担保取引国家データシステムに関する各規定は, オンライン登録システム, 担保取引国家データシステムが実施されるときから適用される。

第 54 条 施行の責任

1. 司法省は以下の責任を有する:

- a) 本デクレの施行を組織すること.
- b) 土地使用権および土地に固着する財産, 航空機, 船舶以外の財産による担保取引登録の組織および指示
- c) 資源環境省, 運送交通省を先導, 調整して, 土地使用権および土地に固着する財産による担保取引登録および, 航空機質および航空機抵当, 船舶抵当の登録に関して, 指示する。
- d) 資源環境省, 運送交通省, 国家銀行, 財政省およびその他の省, 関連機関を先導, 調整して, 研究, 担保取引の集中登録に関して試験的に実施する提案の作成, 検討および決定について政府首相への報告。

2. 各省大臣, 省に属する機関の長, 政府に属する機関の長, 省または中央直轄市の人民委員会委員長, 関連のある組織および個人は, 本デクレを施行する責任を負う。

政府を代表して

首相

(署名)

Nguyễn Tấn Dũng